

## 中国の民族政策における区域自治制度(下) : 目標と 枠組みに関する分析

哈日巴拉  
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494571>

---

出版情報 : 比較社会文化研究. 15, pp.1-11, 2004-02-28. 九州大学大学院比較社会文化研究科  
バージョン :  
権利関係 :

# 中国の民族政策における区域自治制度(下)

## —目標と枠組みに関する分析—

ハジバハラ

### 二 民族自治区の枠組み

今までの分析から、辺境諸民族地区に対する中央政府の統治体制の脆さが少数民族の分離・独立の意欲を誘っていたことが明らかにされた。かくして、こうした安全保障上の憂患を無くし、異なるアイデンティティーをもつ非漢民族集団を新国家の国民(人民)として統合していくための必要な行政上の統合措置として採択されたのが、自治制度というユニークな仕組みである。

#### (一) 漢民族による対少数民族牽制・融合

では、領土的統合と辺境安全保障および均質した「人民」の形成に向けて発足した、国民統合政策の受け皿である民族自治制度は、その目標達成のためにどのような仕組みで構成されたのか。以下、自治区の成立において貫徹された諸原則に対する分析の中で、自治区内に漢民族人口を含まれることに工夫した中共の目論見を明らかにし、または、こうした諸原則の貫徹によって、新しい入植活動と均質した国民の形成に向けた政策整備に与えた正当性について検討してみよう。

#### (1) 自治制度の発足

もし、1947年に成立した内モンゴル自治政府を中国の民族自治制度の幕開きというならば、自治制度の本格的な展開は建国以降のことである。

民族自治制度を新国家の基本政策として打ち出したのはすでに指摘した如く、1949年9月の「共同綱領」であった。その内容は「各少数民族の集合居住する地区には、民族の区域自治を実行する。民族の集合居住する人口の多少および区域の大小に基づき、各民族の自治機関を成立する。民族の雑居する地区、自治区の政権機関には、各雑居民族の代表が含めなければならない<sup>1)</sup>」ということであった。

では、なぜ新政権が誕生を迎えたときに対少数民族政策をはっきりと打ち出さねばならなかったのか。その原因は以下の幾つかの点にあると考えられる。

まず、上にも触れたように、中共は国民党との内戦において、少数民族の支持を獲得するために、少数民族に「自

決権」を与えると強調していたが、国民党との内戦に勝利をおさめるにつれて、国家の領土的統合を担う執政党としての自己意識が高まり、しかも、当時のソ連の働きかけもあって、ついに「自決権」を認めていた段階から、統一した国家領土内での民族自治制度を取り入れる方針に転換しなければならなかった<sup>2)</sup>。

次に、国民党との内戦に勝利をおさめた解放軍の辺境諸民族地区への進軍にともない、制圧した地区で均質した国家権力の一環である地方政府を成立することが、国民党の残余勢力と匪賊を一掃し、秩序と生産の回復にとって切迫な課題となっていた。しかし、歴代政権の民族抑圧政策により、漢民族に対する原住民族の根深い不信感ないし抵触意識は強かったため、新政権に対する彼らの不信感と敵意を解消し、協力を得ることは、辺境地区における新政権の存続および辺境の安全保障の確固と直接関わる問題であった。

さらに、諸民族の社会・経済・宗教状況の多様性に鑑み、個々の民族の特徴に応じた対策を取ることが、新政権にとっての重要な課題となった。こうした工作を展開する際、その民族出身の共産党幹部を育成し、民族工作に当たらせることが不可欠だと位置づけられた<sup>3)</sup>。

それゆえ、新政権の支配下に入った辺境諸民族地区で諸民族の自治区を成立することが、辺境地区の政権基盤を確固とし、安全保障に関わる死活的な問題としてみなされた。だが、少数民族の政権参加を前提に自治機関を設置するには、まず民族の識別と居住地域を特定しなければならない。その結果、はじめて自治区における民族の構成、地理的な境界、行政地位、自治機関、自治権利、自治区内部の関係および自治区と上級政府との関係を特定できるからである<sup>4)</sup>。

**民族の識別工作** 中国で行われた民族識別工作とは「国内にどのような民族が存在し、各人がどの民族に所属するかを確定するために、…マルクス主義の民族理論に基づき、スターリンの民族定義の4要素(共通の居住地域、経済生活、言語、民族の意識)を採用するものとされた。しかし、その適用は実情に応じて柔軟に行われ、対象者の意向を尊

重することが強調された。』<sup>5)</sup>

かくして、1950年から中国政府は本格的な民族識別工作に取り組んだが、その状況は次の通り。

第一段階（1950-1954年）では、建国したときから民族として確認されていたモンゴル・回・チベット・ウイグルなど11個の民族を除いて、新たに27の民族が認められ、計38民族となった。第二段階（1954-1978年：ただし、文化大革命の10年余りの時期を除く）では、16のエスニック・グループが民族として確認された。最後に第三段階（1978-1987年）において、民族として確認されたのはただ一つのエスニックグループであった。これをもって、計55の少数民族となり、漢民族を入れると56民族が認められた<sup>6)</sup>。

**自治制度を採択した理由** 自治区の成立は民族識別工作とほぼ時期を同じくして行われた。自治区の画定が依拠した原則を説明する前に、今一度、連邦制ではなく民族区域自治制度を採用した中国側の公式な理由をみておこう。それは第一に、中国は長い歴史をもつ統一した中央集権国家であり、国家の領域は集権国家のもとで諸民族が共同で開拓したものである。第二に、居住する地区からみて、諸民族は入れ込んだ雑居状況を成しており（「大雑居、小聚居」）、漢民族が人口の絶対多数を占めているばかりではなく、全国のいたるところで居住している。少数民族は人口的には少ないけれども、居住する地域が広くて、資源に恵まれている。第三に、近代に入り、漢民族は少数民族と一緒に帝国主義の手先である反動政府に抑圧されており、中国社会の主な矛盾は、国内諸民族と帝国主義との対立、諸民族と封建主義との対立となった。従って、民族解放の条件とは、対外的には帝国主義の抑圧から民族の独立を獲得し、対内的には封建主義を打倒し、民族の平等を実現することである。第四に、中国共産党が指導する反帝国主義、反封建主義、反官僚資本主義の新民主主義革命の成功は、中国の諸民族の団結によって勝利へと導かれた。共通の運命は諸民族の間に不可分の絆を築いたのである<sup>7)</sup>。

この四つの理由によって、連邦制ではなくて、統一国家領域内での民族区域自治制度が、中国の歴史と諸民族の居住している実情と最も適合する制度としてアピールされた。

**自治区画定の原則** 諸民族が雑居している状況を鑑みて、民族の自治と区域自治を結びつけ、経済要因と政治要因と結びつけることが、民族の団結と発展に有利であるとみなされた。民族の自治と区域自治を結合するという意味は以下の四つに整理される。

第一に、中国の国内各民族は憲法によって政治的・経済的・文化的には平等な権利をもっており、少数民族がその居住している地区において憲法から与えられた自治権を享

受する。

第二に、中国では、少数民族と漢民族、少数民族と少数民族の間にはいわゆる「大雑居・小聚居」という居住状況になっている現実に踏まえて、人口的に少ない民族でもその集合居住している地区において、その人口および居住面積と適合した自治区を設立できる。人口的に少なく、区域自治に適合し難い雑居民族でも憲法によって与えられた権利を享受できるように整理するという意味である。また、中国では、漢民族は全人口の90%以上を占めており、かつ建国初期のチベットを除けたほぼすべての国土に漢民族が少数民族と雑居しているので、民族自治区における漢民族も憲法によって平等な権利をもっている。だから、民族自治区に居住している非自治民族の権利を保障し、民族間の平等を実現するためには、民族自治と区域自治を結び付かなければならない。

第三に、経済要因と政治要因を結びつけて考慮した結果であること。中国政府の公式説明に基づけば、「民族区域自治とは単なる自治のための自治ではなくて、国家と各民族の共栄を考慮して取り入れた制度である」<sup>8)</sup>。

要するに、政治的には、漢民族と少数民族を一つの自治区に取り入れることを通じて、国家の安全保障と国民形成に有利な環境を整え、引いては漢民族をもって少数民族を融合するという目論見が働いているとみなせる<sup>9)</sup>。また、すでに指摘した通り、中華人民共和国が建国した後、民族問題の核心は民族間の政治・経済・文化という各分野にわたる平等を実現することであると通説が成立した結果、民族問題はもはや単なる発展レベルの問題であると決め付けられた。それゆえ、経済・軍事・政治・文化の発展レベルにおいて諸少数民族より高い段階にある漢民族の助けが少数民族の発展にとって絶対必要であるという倫理が通用した<sup>10)</sup>。従って、民族自治区に一定の漢民族地区が含まれることは、少数民族の発展のためという大義名分が、与えられた<sup>11)</sup>。

経済的には、少数民族自治区に漢民族居住地区が含まれることにより、国家の経済的統合を加速するという思惑が窺えよう。発展レベルの高い漢民族地区を自治区内に含まれることは、少数民族地区の経済発展に重要であると認識された。さらに少数民族地区の資源を開発し、国家の経済発展を促進するには、地域間の協力と民族間の協力が欠けてはならないと強調された。こうした統合倫理は以下取り上げる自治区画定の実例にも端的に現れている。

**画定の実例** 以下、広西壮族自治区と寧夏回族自治区が画定されていく事例を材料に、この「経済要因と政治要因」がどのように機能したかをみてみよう。

広西壮族自治区の設立に際して、二つの案が存在してい

た。一つは「合的方案」といわれ、もと広西省の全域を含めた（全人口1759万人の内、漢民族は1027万、58.4%を占め、壮族は649万人、36.9%を占めている）壮族自治区を設立する案であり、一つは「分的方案」といわれ、漢民族が集合居住している原広西省の東部地区を広西省にし（全省面積の30%）、壮族が集合居住している西部地区（面積の60%）を壮族自治区にするアイデアである。結局、第一に、広西の歴史は漢民族・壮族および他の少数民族によって共同で作られており、かつ近代以来、各民族が共同で反帝国主義闘争を展開していたので、「合的方案」は民族間の団結に有利である、第二に、自然資源に恵まれた西部と人・文化・技術的には発達している東部を一つに結合するのが経済発展に有利である、という理由により「合的方案」が採択された<sup>12)</sup>。寧夏回族自治区の設立に際しても主に二つの案が提出された。第一は、回族人口の比率が比較的集合している（ $\frac{1}{2}$ ）特徴と農業、鉱産資源の豊富な地区を結合した地区のみを対象とする案、第二は、第一案の上に、隣の甘肅省に所属している回族集合居住地区を取り入れる案であった。第一案と比べれば、第二案は面積、人口（366万）という面で第一案より多い。しかし、逆に回族人口の比率が減り、総人口の18.65%しか占めない。しかも、新しく取り入れる地区における回族と漢民族との関係は複雑であり、自治区内の民族関係に悪影響をもたらしかねないという配慮が出てきた。さらに所属している地区を分譲したがる隣の甘肅省との関係（所属している地区を分譲したがる）を熟慮した結果、第一案が採択された<sup>13)</sup>。

このように、自治区画定における「政治経済原則」の考慮は、中華人民共和国建国以前の、中央政権が辺境地区の近代的再編のために実施した「移民実辺」政策とその結果である辺境地区の漢民族移民の存在を、新政権の「人民論」倫理に基づけば、辺境少数民族地区の社会発展にも有利な存在であると事実上肯定しただけでなく、新政権の下で行われる新しい移民活動の展開にも正当性を与えるものとなった。

**自治区の構成** 上に取り上げた諸原則に基づいて画定した民族自治区は、その構成から分けて、以下のような四つの種類に区分できる。

①一つの少数民族集合居住する地区を基礎に設立した自治区<sup>14)</sup>。②一つの大きい少数民族集合居住する地区を基礎に、中には他の人口がごく少ない少数民族の集合居住する自治区を含めた自治区（新疆と内モンゴル自治区）。③二つ或いは幾つかの少数民族集合居住する地区を基礎に設立した連合自治区。④当地の経済、政治的な必要に応じて、並びに歴史状況を参照し、各民族の自治区内には一部の漢

民族居住地区および町城を含めた自治区。しかも、各民族自治区内の漢民族集合居住する地区の政権機関は、全国の他の地区と同じく制度を実施し、区域自治を実施しないこと<sup>15)</sup>。

民族区域自治機関の行政レベルに関しては、建国当初から幾つかの変化はあったものの、全国の行政再編に合わせて、1954年に制定した中華人民共和国の初の憲法において次のように規定した。

①全国は省、自治区、直轄市に分け；②省・自治区は自治州、県、自治県、市に分け；③県・自治県は郷、民族郷、鎮に分けている。直轄市と比較的に大きな市は区、県に、自治州は県、自治県、市にそれぞれ分けている<sup>16)</sup>。

それで、中国の民族区域制度が1947年の内蒙古自治区政府の成立からスタートし、2002年まで延べ5の自治区、30の自治州、119の自治県となる（もともとは124の自治県でしたが、その中で5の自治県はすでに市と改められた。それは、遼寧省の鳳城満族自治县は鳳城市に、北鎮満族自治县は北寧市に、広西チワン族自治区における防城各族自治县は防城市に、海南省の東方黎族自治县は東方市に、黔江トジャ族・苗族自治県は区に、それぞれ改めた<sup>17)</sup>）。民族自治を実行している民族は44、空間配分からいえば20の省・市・自治区に広がっており、国土面積の64%を占め、人口は約6300万人、少数民族人口の69%を占めている<sup>18)</sup>。

また、成立した時期からいえば、自治区は次の四つの段階に分けられる（表2-1）

表（2-1）

時期画分	自治区数	州数	県数	自治民族数
第一段階 1947-1955	2 内蒙古・新疆)	22州、 4 自治区	44自治県 (旗) 5 自治区	26
第二段階 1956-1965	2 + 3 (増加： 広西・寧夏 ・西藏3の 自治区)	22 + 7 (増加) = 29	65自治県 (旗)	26 + 11 (増加) = 37
第三段階 1966-1978	5	29	65 + 1 = 66	増加無
第三段階 1979-1990	5	30*	119*	37 + 7 = 44

\*表2-1もと広東省にあった海南黎族・苗族自治州は1987年に撤去され、代わりに幾つかの自治県を設置し、1988年に設置した海南省に所属された。\*通常は124の自治県・旗と言われるが、上に指摘したように、5の自治県はそれぞれ市・区に改められたため、119自治県・旗となった。

資料出所：『中華人民共和国行政区画手冊』民政部行政区画処編、光明日報出版社、1986年、482-512頁、王戈柳主編『民族区域自治制度的發展』民族出版社、2001年、227-235頁、千里原主編『民族工作大全』中国経済出版社、1994年、「民族自治地方概況」部分、などを基づいて筆者が作成。

## (2)新たな移民風潮

では、自治区における漢民族人口の増加をもたらした原因はどこにあるのか。それが自治区の設置にあたる目標である「人民」の形成と安全保障的な要因とどう繋がっているのか。こうした問題に対する分析を、とりあえず、漢民族の入植から手がかりとして検討してみよう。

**入植活動の政策的な理由** もし、清朝末期から中華民国の大陸での統治が終る1940年代後半までの半世紀にわたる辺境・少数民族地区への漢民族の移民活動を、民間、国家動員の両輪で行われたと整理するならば<sup>19)</sup>、中華人民共和国建国以後の辺境少数民族地区への移民活動は、そのほとんどが国家動員で行われたと断言できる。

以下、内蒙古と新疆自治区への移民活動における国家の果たした役割を分析することを通じて、新政権の移民政策の思惑、理由および形を明らかにしたい。

まず、「政治的要因と経済的要因を結合する」という自治区画定の原則に基づけば、「政治協商会議共同綱領」に定めた各民族間の平等を実現するには、政治・経済・文化的に漢民族より立ち遅れている少数民族地区に対する漢民族の助けが必要となる。民族間に存在している歴史・文化・宗教上の違いによって生まれた異質性を単なる社会発展レベルでの先進と後進の違いと捉えた「進歩史観」が中共の民族政策の根底にあることはすでに述べたが、少数民族は例外なく立ち遅れたものと認識され、先進民族である漢民族の助けが必要とされた。例えば、漢民族移民の入植によって内蒙古の農業経済と遊牧経済にもたらされた効果について言及したウランフは、「モンゴルの遊牧民は漢民族農民の入植によって、農業経済の影響を受けて遊牧経済から農業経済の手段へと替わった。遊牧民にとって、牧畜生産から農業生産手段への変動は、必然的な趨勢である。」と結論つける<sup>20)</sup>。ここでは、牧畜経済は農業経済と比べて後進段階にあるので、農業経済へと変わることは歴史の進化であるという見方が顕になっている。こうした進歩史観によって漢民族移民の入植を測れば、それが少数民族に対する抑圧ではなくばかりか、返って少数民族に先進的な生産手段をもたらす行動となり、入植に対する少数民族の抵抗こそ歴史の流れに逆らうものとみなされよう。

進歩史観と軌を同じくして、生産手段に対する集団化（「社会主義改造」ともいう。生産手段の私的所有を廃止し、集団所有制への転換を図って展開された政策。1953年からスタートし、1956年には基本的に完了したと宣言された。なお、少数民族地区における社会主義改造は完了したのはやや遅れて、大体1957年前後のことであった。チベットでは1960年代後半になって完了したのである—筆者）<sup>21)</sup> に

続いて行われたのは大躍進・人民公社化運動とそれに伴った少数民族地区での大規模な経済開発であった。よって少数民族地区への漢民族移民の数も大きく増えたのである。

内蒙古と新疆の遊牧区からいえば、牧畜の集団化と牧草地の国有化（所有権は国のもの、管理権は集団のもの）と同時に行われたのは過去旗を単位とした牧草地も公社一大隊—生産隊という生産単位に分けられ、遊牧民も定居化を強いられた。牧草地の国有化と遊牧民の定住化の結果、広大な草原の所有権は遊牧民個人のものから国家のものとなり、国の支配下に置かれるのである。それに、農業民族である漢民族とそれによって構成された中共指導部は、その農業文化の慣行と食糧生産だけに拘る欠点もあって<sup>22)</sup>、牧草地である草原に対する移民と開墾を土地の有効利用・開発という「進歩」的な名目で行われ、草原に対する占有も行政の強制的な関与をもとに計画的に行われた<sup>23)</sup>。それに、牧草地の開墾と漢民族の入植も嘗てのない規模で展開され、なかでも集団化が急速に進められた1950年代後半の「大躍進」とその後20年間続いた「人民公社化」時期には最も多くて、単に内蒙古自治区でも合わせて約59.4万平方キロ牧草地が開墾されたという<sup>24)</sup>。

次に、少数民族の発展に資するためという移民政策の華やかな名目の裏腹に、少数民族に対する根深い不信感に基づいた安全保障上の冷徹な思惑が働いていたことも見逃してはならない。早くも建国直前の1949年の劉少奇ソ連訪問の時、ソ連から大量の漢民族移民を辺境地区に充実させることにより、辺境の安保を図るべきであるというアドバイスを受けていた。1952年、毛沢東は解放軍のチベット駐留の可能性に関する指示の中で、チベットを新疆と例え、新疆における有利な要件として何十万人の漢民族が居住していることを取り上げ、チベットには漢民族がほとんどいないことが解放軍の展開と政権基盤の確固にとって大きな欠陥であるという判断を示した<sup>25)</sup>。この状況を改める方法として取り上げられたのが、大量漢民族移民をもって辺境地区の経済開発に充実させるということであった<sup>26)</sup>。

チベット地区は地理上の特殊性によって漢民族人口の入植は余り進まなかったものの、新疆と内モンゴルへの入植は大きな成果を上げたのである（表2-2）。

**入植ルート** では、表に取り上げたような、漢民族人口の増加は主にどういうルートを通じて達成されたのか。新疆の場合は、移民人口の数は漢民族全人口の89.4%を占める。新疆への移民は主に国家動員によって行われたものであり、経済開発と移民によって漢民族人口の割合を高め、少数民族を漢民族に融合させるのが主な目的であった<sup>27)</sup>。国家動員による入植とは次のような三つの種類を指している、①国家人事部門によって分配した労働者、幹部（党・

表（2-2）

★の左は新疆総人口における漢民族人口比率の変動  
★の右は内蒙古における少数民族と漢民族人口の変動(万人)

年分	人口数	比率	★	年分	蒙古人口	漢族人口
1949	29.1	6.72	★	1947	83.2	469.6
1960	194.45	28.3	★	1956	108.6	775.7
1966	309.94	40	★	1966	148.3	1158.3
1978	521.75	41.5	★	1978	198.6	1592.9
1984	534.63	39.8	★	2000	386	1832.5

資料出所：周崇経編『中国人口・新疆分冊』中国財政経済出版社、1990年、198頁。内蒙古統計局編『内蒙古統計年鑑－2000年』内蒙古人民出版社、2001年、148頁。

政府や大衆団体に従事する（作業者）と軍復人員および大学・専門学校の卒業生、②当地の工業・農業に従事させることを目的に入植した人口、③生産建設兵団の人口、である。移民の類型からみると、1949年から1950年代はじめ頃までは、新疆の制圧と新政権の各種機関を設置する必要に応じたもので、1952年から経済開発の必要性に応じた入植は浮上してきて、特に集団化と人民公社化が急速に進められた1957～1966年の間はピークに達していた。1967～1976年の間は政治的な移民（文化大革命の必要に応じた知識青年の新疆入り、ソ連との辺境対峙に備えた移民実辺）と経済開発的な移民が交錯していた時であった<sup>29)</sup>。

このように、辺境・少数民族地区への漢民族入植活動の活発化は当該地域の自治民族と漢民族人口の比率を大きく変え、自治区における自治民族人口の割合を著しく低下させるという結果をもたらしたのである。

漢民族人口の増加は、中国政府が少数民族に対して牽制する仕組みを構成する上で果たした役割を整理すれば、それは主に憲法と「民族区域自治法」における公民の権利に関する諸原則によって現れている。そして、こうした諸原則はまた党の人事統制を通じて、自治区の行政運営にも影響を与えている。その分析を次節に譲ろう。

## （二）党指導部による人事・行政統制

### （1）党組織の拡大と国家権力の浸透

**少数民族地区における社会改革と国家権力の浸透** すでに指摘したが、中国近代史における二大政党（中国国民党と中国共産党）とその政党によって成立した中華民国と中華人民共和国を「一政党が政府を創出し、国家として凝集させるという政党国家」と位置づけ、「政党国家」

を以って「国民国家」の形成に従事することであると捉えた西村成雄の指摘した通り<sup>29)</sup>、新政権による辺境・少数民族地区への国民統合のプロセスは、漢民族地区の社会編成に際して取った手段と同じく、共産党指導体制のもとで、社会の末端まで配置する行政装置とこの装置に内包している党組織および党指導下の各種大衆組織の動員によって行われたのである。「新しい社会秩序は党の組織があらゆる社会組織に浸透する過程で確立され、各級の党組織が党の一元化指導の重要性を強調する中で行政管理に当たり、しかも大衆団体を通じて社会を凝集させる政治的な粘着力になったといえよう。」<sup>30)</sup>

こういう党が舵を取る国民統合のプロセスは、少数民族地区を軍事力で制圧した後行った党とその代行者である国家機関によって推し進めた一連の革命的な社会変動によって実現したのである。すなわち、建国前後の1940年代末から1950年代末まで相次いでおこなった（チベット地区は70年代半ばぐらいになってようやく実現した）民主改革、生産手段に対する社会主義改造および人民公社化運動を通して達成されたのである。

少数民族社会における民主改革の主な内容は個体所有制の確立（耕者有其田・牧者有其畜）であったのに対して、生産手段の私有制に対する社会主義改造の内容は国営・集団所有制をもって私有制に取って代わることでした。

表（2-3、2-4）は、この三つの改造を経て少数民族社会における国家権力と党組織および党のイデオロギーの浸透様子を現したものである。それを清朝および中華民国期と比べた場合、中華人民共和国が辺境・少数民族社会を新生国家に統合する方面でおさめた効果がより明らかになるだろう。

生産手段の集団化によって、民族の有力者やリーダーたちに所属され（ある意味では前近代的な人身委付関係も含まれる）、彼らに捧げていた忠誠心は、生産手段の支配権を握っている国や団体へと移り始めた。寺や宗教財産の集団化および僧侶特権の排除は、寺に所属されていた世俗層の人身解放をもたらしただけでなく、宗教の影響力を著しく低下させ、人々の忠誠心を宗教から新政権によって生まれた新しい権威へ向わせることによほど成功した。

このように、新政権はわずか10年ぐらいの時間をかけて清朝・中華民国時代において、中央政府の権力が直接及ばなかった辺境・少数民族地区に対する国家官僚機構の直接統治を実現しただけでなく、政府に対する共産党の指導体制および党が指導する群衆団体を通じて、少数民族社会を社会主義イデオロギーによって凝集させ、党の政策・方針と国家意志の貫徹を保障したのである。

表（2-3）

名称	民主改革	社会主義改造	人民公社
所有制の変革	前近代／個人私有	国有・集団所有	国／集団・三級所有
官僚機構	県（旗）／郷	県（旗）／郷	県（旗）／公社／大隊
党組織	県（旗）／郷委員会／農会	郷委員会／支部	公社委／支部／小組
共青団組織（青年）	県（旗）／郷委員会	郷／委員会／支部	公社委／支部／小組
婦女連合会	県（旗）／郷	郷／合作社	公社／大隊／小隊
個人と国との関係	個人／部落・宗教→個人／郷／国	国／郷／社／個人	公社／大隊／小隊／個人
アイデンティティの帰属	個人／部落／民族・宗教→個人／民族・宗教／国家	個人／単位／宗教・国家	個人／単位／国家

表（2-4）

政権別	清朝	中華民国
モンゴル族	理藩院→盟・旗（旗は末端行政組織）	蒙蔵委員会→盟・旗
新疆ウイグル族	巡按→伯克・郡県	省→県、伯克
チベット族	理藩院・駐藏大臣→ラマ・カロン	蒙蔵委員会→ダライ・ラマ：ガ厦・伊倉
西北・西南諸民族地区	土司、流官	土司（川・青・黔・滇）、県（広西）

資料出所：馬汝珩等編『清代的辺疆政策』中国社会科学出版社、1994年、263、366～367、405～406頁；唐進等編『中国国家機構史』遼寧人民出版社、1993年、423頁；張其昀等編『中華民国開国五十年史論集』第二冊、国防研究院、1964年、1183～1194頁。

**自治区人民代表大会での民族力学** 自治区に対する党の人事・行政統制は党組織の幹部管理体制を通じて機能しているけれども、「中華人民共和国憲法」および「民族区域自治法」に定めた地方人民代表大会・人民政府組織法に基づけば、ある意味では、自治区内における漢民族住民を通じて機能しているともいえよう。

自治区に対する党の人事統制を検討する前に、まず漢民族移民の増加によって自治区の行政運営に与えた影響について自治区人民代表大会を手掛かりに若干分析せよ。

中華人民共和国憲法に基づけば、人民（有権者）は国家権力機関である全国人民代表大会と地方各級人民大会を通じて国政に参加し、権力を行使する<sup>31)</sup>。区域自治を実施している地方の人民は、自治区人民代表大会を通じて自治権および有権者としての権利を行使するのである<sup>32)</sup>。

では、自治区人民代表大会において、自治民族と漢民族の代表数はどういう関係になっているのか。以下、自治区

人民大会における自治民族と漢民族代表の代表数に関する分析を、自治制度が発足したときまで若干遡って検討することにより、民族自治制度の核心である自治区人民代表大会制度の正体に迫り、そして、こうした人民代表大会制度と党の人事統制仕組みとの関係を明らかにしたい。

**自治権の弱体化** 1947年5月に発足した、現代中国の民族自治制度のモデルとも言われる内モンゴル自治政府の施政綱領には「内蒙古自治政府は…内蒙古人民により選出した内蒙古参議会を権力機関とする」と規定している。この参議会は概ね今日の人民代表大会制度と相当する<sup>33)</sup>。そして、同時に公表した「内蒙古自治政府暫行組織大綱」には「内蒙古自治区区域内において内蒙古参議会を権力機関とし、その代表は内蒙古のモンゴル民族の人民および他の民族の人民によって選出する。参議会の代表の中には適当数の漢・回族の参議員を取り入れる」と規定している<sup>34)</sup>。ここで代表の主体になっているのは自治民族であるモンゴル民族であり、漢民族を含めた他民族の代表数についてはただ「適当な数」という規定に留まっており、自治政府におけるモンゴル民族の中心な地位を現したといえよう。

それから5年経った1952年になると、「中華人民共和國民族区域自治実施綱領」が発布されるが、その中に「各族自治区の人民政府機関は、自治民族を中心に構成する。同時に、適当数の他民族の代表を取り入れなければならない。」と規定している<sup>35)</sup>。これを「内蒙古自治政府暫行組織大綱」と比べれば、自治民族の代表を中心に自治区政府を組織すると規定した方面ではほぼ一致している。

しかし、こうした規定が1954年の「中華人民共和国憲法」の発布によって打って変わった。「憲法」には「多民族雑居する自治区、自治州、自治県の自治機関の構成は、各民族は皆適当な数の代表を有せねばならない。」という内容になった。ここで、そもそも強調していた「自治民族を中心に構成される」という項目が削除されたのである。

それから、1984年に発布した中華人民共和国の初の「民族区域自治法」を、その2001年の修正案と比べて見た場合、こうした状況がさらに進んでいることに注目する。例えば、84年の「自治法」には、「民族自治地方の人民代表大会には、自治民族の代表を除いて、当該自治区に居住する他の民族の代表をも含まなければならない」と規定している。「自治綱領」には、自治区政府は自治民族を中心に構成すると規定しているのに対して、84年の「自治法」には、唯自治区政府の首脳は自治民族によって担当すると規定した後、（自治区政府の他の構成員の中に）「なるべく自治民族と他の少数民族の人員を取り入れるべきだ」という表現に留まった。それが2001年の修正案では、さらに（自治民族と他の少数民族を）「合理的に配備すべきである」という

表現に取って代わった。84年の「自治法」には「民族自治機関に所属する工作部門の幹部には、なるべく自治民族およびその他の少数民族の人員を配備すべきである」という表出は、2001年の修正案では「合理的に配備すべきである」という言葉に入れ代えられた<sup>36)</sup>。

では、「なるべく配備すべき」と「合理的に配備すべき」という言葉上のニュアンスの違いには、一体どういう政治的な思惑が含まれているのか。

周知の通り、辺境地区の少数民族は総体的には、漢民族より立ち遅れた状況に置かれている。しかも、優勢に立っている漢民族を前に、教育、入学、就職、など数多くの分野においてチャンスを平等に享受されていないのは疑いない事実である。そこで、同じ基準で競争した場合（共通語の漢字を使う場合）、少数民族出身の人がなかなか劣勢になってしまうのである。それに、経済発展はいかなる民族間の矛盾をも解決できる処方箋として見られている現代中国の風潮をまえに、出身民族は如何に問わず、才能さえあれば「好い」という見方も建前のこととなりつつある。民族自治法に定めた少数民族の自治権もこうした風潮のもとで無視されつつある。「なるべく配備すべき」から「合理的に配備すべき」へ変わったのもこうした「先進」と「後進」の競争原理に則った結果であると見てよいだろう。

要するに、1947年の「内蒙古自治政府組織大綱」から2001年の「自治法」修正案までの自治権に関する規定と修正に対する分析の中から、一つの注目する流れを感じ取ることができる。それは自治権のさらなる弱体化と架空である。特に自治機関の民族構成に関しては、自治民族の役割が中心的であると規定されていた50年代初頭の「自治綱領」から逆転され、「なるべく自治民族の人員を配備すべき」であるという（2001年の「自治法」）段階まで退かれた。

**自治権の弱体化における制度的なジレンマ** では、自治機関における自治民族の空間が益々狭くなっている状況を生み出したこと背景には、どのような制度的な欠陥が含まれているのであろうか。

ここで、憲法に定めた公民の選挙権と被選挙権に関する規定と自治区の関係法令との矛盾さを分析することを通じて、憲法と自治法との間に存在するジレンマを指摘しておきたい。

まず、憲法に基づき「18歳以上の公民は民族、種族、性別、職業、宗教信仰、教育程度、財産状況、居住期限、などを問わずに皆選挙権と被選挙権を有する。」<sup>37)</sup>。そして、公民（有権者）は選挙権と被選挙権を行使して、地方権力機関である人大に自分の代表を送り、国政に参加するのである。民族自治地方の人民代表大会の代表に関しては、「自治法」には「民族自治地方の人民代表大会における自

治民族と他の少数民族代表の比例は、省・自治区・直轄市の人民代表大会常務委員会が法律に基づいて決定し、全人大に報告する」と規定している<sup>38)</sup>。

以下、内蒙古自治区を事例に、自治区人大における各民族の構成状況を検討してみよう。「内蒙古自治区各級人民代表大会選挙実施細則」に基づけば、「自治区人民代表大会の代表数は、人口統計数によって決める。自治区の人大代表数は350名で、15万人の中から代表一人；盟レベルの市は代表数240人、25000人口の中から代表一人；旗（県）の代表数は120人、5000人の中から代表一人とする。」それに、モンゴル民族と他の少数民族代表の選挙に関しては「少数民族の人口数は総人口の30%以上に達した場合、代表一人が代表する人口数は当地の人大代表が代表する人口数と相当とする。少数民族の人口が当地人口数の15%に足らず場合は、代表一人が代表する人口数は当地の人大代表が代表する人口数より少なくても良いが、五割以下になってはならない。少数民族の人口数は15%以上、30%以下の場合、代表一人が代表する人口数が当地の人大代表が代表する人口数より低くても好いが、少数民族の人大代表数は当地の代表数の30%を超えてはならない。」<sup>39)</sup> という。

こうした規定を内蒙古自治区全人口の中にはモンゴル民族がわずか13%強しか占めていないという実情と鑑みた場合、内蒙古の人民代表大会における自治民族代表の比率は漢民族より遥かに少ないということが顕になってくるのである。ましてやほとんどは漢民族からなる解放軍の代表を計算に入れていないことを考えれば実際のことはさらに深刻であろう。

次に、自治区において漢民族人口が自治民族人口を遥かに上回っている状況と人民代表大会における漢民族代表の人数が自治民族の代表人数より多いことは、次のような結果をもたらしがちである。一つは、憲法と「自治法」に定めた自治民族の政治・経済・文化の発展に有利な単行法令の制定は、自治区全人口の大多数を占める（または自治区人大代表の大多数を占める）漢民族にメリットがないから通過し難い。たとえば、上に触れたような自治機関の幹部配備問題においては、自治民族側が自治権の行使を理由として取り上げるのに対して、漢民族側が憲法に定めた公民の基本的な権利の保障を理由に、または人口面でも多数を占める民族の権利および文化レベルの優勢などを理由に抵触する<sup>40)</sup>。今ひとつは、漢民族が人口など各方面で優勢を占めていると言っても、政策決定の面で最後のチェック権を握っているのは共産党の指導部であり、人民代表大会ではない。党の民族政策の核心である民族自治権を形式上でもいいから維持していくことは、国家の政治安定と辺境地区の安全保障および中国政府の国際的なイメージなど、国家イメージの如何に繋がる数多くの課題と関わっているの

で、優勢をもつ漢民族の利益と自治権の確保を求める少数民族との関係を調和せねばならない。その結果、漢民族側は利益が損なわれたとして党の民族政策に不満をもち、少数民族側が党の指導層はやはり漢民族に傾げがちであるとして、党と政府に対する不満がさらに熾ぶっていく<sup>41)</sup>。

**(2) 自治区に対する党の人事・行政統制**

自治区に対する中共中央の指導は、主に自治区党・政部門の人事任免を通じて行われている。自治区内においては、自治区党委員会を通じて行うのである。だから、自治区に対する党指導部の人事・行政統制仕組みを、中央—自治区、自治区党委員会—自治区、という構図から考察しよう。

**自治区に対する党中央の人事任免権** 省レベルの自治区には自治区政府と同レベルの機関とは、自治区党委員会、自治区人大常務委員会、自治区党紀律検査委員会、自治区政協委員会、自治区高級人民検査院、自治区高級人民法院、などがある。そもそも地方に対する中央の人事管理権限は庁長（盟・州レベル）まで任免していたが（下管二級）、1984年から省（自治区）レベルまでと改革したので（下管一級）、中央が任免権をもつ自治区幹部のクラスは上述した通りとなった<sup>42)</sup>。この中に、自治区政府と自治区人大常務委員会は自治機関であり、政協委員会は党の統一戦線部門である。また、自治区党委員会の直属機構として、党の綱紀肅正に当たる「紀律検査委」と幹部管理に当たる組織部と宣伝部などが設置されている。通常は紀律検査委の書記と副書記、組織部と宣伝部の部長も中央任免に含まれ、書記と二つの部の部長はまた自治区党委員会の常務委員である。よって、中央が任免する自治区指導部の様子は表2-5のようになる。

表（2-5）

機構名称	中央任免職務	党委常務委員	自治区党委委員
区党委員会*	書記、副書記	全員	全員
自治区政府	主席、副主席	主席と副主席一人	主席と黨員副主席全員
人大常務会	主任、副主任	主任	同上
政治協商会*	主席、副主席		同上
法院	院長		委員
検査院	検査長		委員

表2-4. 資料出所：唐亮著『現代中国の党政関係』慶応義塾大学出版会、1997年、88頁、郝維民編『内蒙古自治区史』内蒙古大学出版社、1991年、附録二を参照に筆者が作ったもの。

中央が任免権をもつ自治区首脳部幹部の中には、自治区

政府の首脳である自治区主席は「民族自治法」に基づいて、自治民族の中から任命される。とは言うけれども、主席の候補者としては、自治区党委員会の意見を参考にした上で決定するのである。

自治区党委員会書記の候補者は必ずしも漢民族出身者でなければならないという規約上の定めはないけれども、事実上はそうなっている（表2-5）。まさに漢民族＝共産党という統合倫理の確固たる証である。

表（2-6）

自治区名称	自治民族書記	在職期間	漢族書記	在職期間
内蒙古（1947）	ウランフ	1947～1967・11	延べ9人	1967・11～今日
新疆（1956）	なし	なし	延べ5人6回	1949・10～今日
チベット（1950）	なし*	なし	延べ9回8人	1950～今日

\*チベット自治区には、1985～1988年の間、彝族出身者の伍精華が書記職に勤めた。でも、彼はチベット族ではない。資料出所：何虎生等編『中華人民共和國職官誌』中国社会科学出版社、1996年。

人事任免権をめぐる中央の指導はまた、自治区党委員会に以下のような規制を設けることにより効いている、①幹部を選択する基準を定めること、②備案制度（届出制度）による規制（自治区党委員会の任免権限に当たる庁・局長の任免の際）、中央が区党委の任免決定を審査し、一定の期限内に区党委に是正することができる。③特別審査制度による規制、などが含まれる<sup>43)</sup>。

**自治区党委員会の指導権** 自治区に対する党委員会の指導権は主に、自治区党委員会副書記、政府副主席など、副部長クラスの党・政幹部の候補者を中央に推薦することと、庁（局）長クラスの党・政幹部の任免権を通じて、中央と自治区党委員会の政策方針の貫徹を保障することである。

党委員会は委員と常務委員から構成される。党規約に基づけば、委員は自治区党代表大会によって選出され、常務委員は選出された委員会全会によって選出されるとはいうけれども、常務委員の任免権は中央にある限り、自治区党委員会の役割はただ手続き上の問題であり、中央の決定を追認することに過ぎない。書記を除けて、党委員会には副書記何人がいて、第一副書記は自治民族出身者で、自治区政府の主席が当たる。自治区以外の省においては、省長の候補者は必ずしも当地出身者に拘らないという特徴をもっているけれども<sup>44)</sup>、自治区においては現地出身者が選ばれるのはほとんどである。

省には、党委員会が副書記（省長を除けて）と副省長の

候補者に関して中央に推薦するが、自治区においては、自治区主席の候補に関しても、自治区党委員会の意見が中央の決定に大きな役割を果たしている。例えば、1990年代はじめ頃、全人代副委員長に昇進した内蒙古自治区元主席のブホ（ウランフの息子）の候補者について、中央が内蒙古党委員会の副書記だった陳奎元の意見を聞いたところ（陳は内蒙古出身漢族であり、知蒙派と言われる）、陳は二人の候補者を推薦したという。一人は有能であり、開拓型の人物で、当時包頭市の書記だった烏傑（ウランフの息子、ブホの弟）、欠点は必ずしも中央のいうなりに行動するとは言いきれない。後一人は才能がないけれども、おとなしくて、中央のいうなりに行動する人物、当時フルンボイル盟の盟長であったウルジ。その結果、中央はウルジを自治区主席に決定したという<sup>45)</sup>。

党委員会の自治機関に対する指導力は自治機関に設置している党グループを通じて行う。自治機関の行政担当に当たっている首脳は当該機関に設置している党グループの責任者にあたる。行政に関するいかなる政策決定は党委員会の同意あるいは党委員会の意思そのものを党グループの決定として行政側の手続きを経て実施するのである<sup>46)</sup>。

人事任免においても党グループが党委員会の意思を仰いでから行政側の決定を下すので、人事任免から政策決定までのいかなる分野において党の意思決定が最終決定権を握っている。

### 党と自治機関における民族構成

自治機関に対する制約仕組みとして取り上げられるもう一つの装置とは、自治機関における民族構成である。もし、漢民族が主力となる省においては、中央は省幹部に対する人事交代と任地交流の二つのことを頻繁に行うことによって、地方勢力の台頭を抑えることに成功し、地方幹部に対する政治統制を強化しているとすれば<sup>47)</sup>、自治区に対する統制の強化には、自治区幹部の民族構成を複雑化することはその一つである。自治区幹部の民族構成には二つの内容が含まれる。一つは漢民族幹部の比率を高めること、今ひとつは非自治民族の幹部を自治区指導部に取り入れること。こうしたやり方の法的な根拠となるのは、自治区の画定における「区域自治と民族自治の結合」によって、自治区内に一部の漢民族が含まれ、しかも、一つの自治区の中には幾つかの異なる民族の自治区が含まれている、という原則に基づいたものである。とはいっても、文化大革命が終った1970年代後半から今日にいたるまで内蒙古、新疆、チベット三つの自治区の党政部門における中央が任免権を持っている幹部（副主席クラス以上）の民族構成を調べた結果（表2-7）、漢民族が絶対多数を占める内蒙古では、漢民族の占める比率が高くて、中共の言い分ではあまり驚く

には値しないものの、新疆・チベットのよう自治民族が多数ないし絶対多数を占める地区でも、漢民族の比率が自治民族より高くなっている状況を考えれば、いわゆる民族自治と区域自治の原則に基づき、自治区に居住するあらゆる民族には平等なチャンスを与えるという規定は、新疆、チベットのよう漢民族が人口の多数をしめていない地区には適用していないということが顕になってくる。すなわち、統制上の便宜を図ることは第一義であり、自治法のような法律はあくまでも情勢によって解釈できるものであるという本音を顕にしたに過ぎない。

表（2-7）自治区指導層における民族構成

自治区別	党委員会	政府	人大
内蒙古	40%	41%	40%
新疆	37%	35%	40%
チベット	44%	60%	77%

表（2-7）資料出所：何虎生等編『中華人民共和國職官誌』中国社会科学出版社、1996年に基づいて、筆者作成。

なお、時期的には、内蒙古は1954～1995、新疆は1956～1996年、チベットは1965～1994年、となっている。

**自治区人大の役割** 自治機関である自治区人大常務委員会の行政人事に関する権限は「個別的な自治区副主席の任免、自治区主席、高級人民検査院検査長、法院長の候補者を推薦する」（自治区人民代表大会に推薦すること）としている<sup>48)</sup>。しかし、こうした推薦も常務委員会が自治区党委員会の決定を受けて、党委員会の決定を人大常務委員会の名義で人民代表大会に提出し、投票するのである<sup>49)</sup>といっても、人大に対する党委員会の統制は行政府に対する統制と比べれば幾分弱いといわれる<sup>50)</sup>。だから、上級党委員会が推薦した候補者が人大投票において落選されるケースもしばしばあり、マスコミに中国の政治民主化の兆しとして評判されている<sup>51)</sup>。しかし、少数民族地区においてはそうしたケースはめったに見られない。とは言っても少数民族地区の人大代表の民主意識が他の地区より低いのか、答えは必ずしもそうではない。ここで問題に値するのはやはり人民代表大会における民族構成による相互牽制仕組みであるといえよう。

こうした民族構成の多元化によって、漢民族と自治区民族の代表の間には意見の一致が達しがたくて、人事問題をめぐってはさらに顕著である。例えば、少数民族の候補者なら、少数民族側が支持し、漢民族の候補者なら漢民族の代表に支持される。場合によって、こうした自民族の候補者をめぐると対立は無原則な程度までとなり、自民族の人なら誰でもいいという方向へ傾げがちである<sup>52)</sup>。

民族の利益に根付いた代表間の相互牽制は、党委員会に

その意思決定を人大に持ち込む絶好のチャンスを与えるのである。もちろん、中央にとっては、辺境・少数民族地区における政治情勢の安定は何よりも重要であるから、こうした民族間の相互牽制仕組みを利用して、党の対少数民族統制仕組みを維持・強化していくのも区域自治制度を設置した本来の目的と合致するものであるといえよう。

総じて言えば、自治区に対する中央の統制仕組みは首脳部の人事任免を通じて、または自治区首脳部の人事における漢民族構成員の比率を高める手法を通じて行われているのである。こうした仕組みによって、自治区の政策決定過程における中央の影響力を高め、少数民族の独走にブレーキをかけ、中央と自治区の政策面での一体性を維持するのである。

## 結び

中国の民族区域自治制度を一体どう評価すれば適当であるか。中華人民共和国が建国してから50年以上に経ったにも関わらず、中国の統一した多民族国家体制は依然として確固たる様子を見せており、しかも、国内の諸民族は現代化発展のために、全力で邁進している。特に冷戦崩壊後のナショナリズム復興の時期を経て、中国にはソ連のような少数民族の分離・独立による国家分裂の危機は起こらなかっただけでなく、経済の高度成長を迎え、国際影響力もますます高まりつつある。こうした成果をおさめた一つの重要な要因は、国内政治は安定した様子を保ち続けたことと、特に少数民族地区の安定は保障されていたのは、民族区域自治制度の生命力にあるというのは、中国の政府筋の代表的な見方である。しかし、上に取り上げた検討を通じて明らかになったのは、中国の民族問題は未だに深刻な課題を抱えたままである。それは、

①国民国家の必要な要件である国民の形成は未だに完成したとはいえない。異なるアイデンティティーをもつ諸民族集団の存在は、中国政府に、一体何をもって国民或いは「人民」の忠誠を維持していくのか、という余りにも重い課題をいまでも突きつけられたままである。階級史観を放棄し、党自身も階級政党から国民政党へと変容しつつある中共にとって、「人民」の利益を代表している前衛党から国民の政党へ変容したいとき、国民としての共通のアイデンティティーが欠如している国内諸民族をどうやって纏めていくのか。「人民論」から「中華民族論」への脱皮は、モンゴル、ウイグル、カサフ、チベットのような長い歴史を持ち、しかも、国境の向こう側に同胞たちが築き上げた独立国家をもつ民族集団に対して、一体どれ程度有効なのか。

②漢民族をもって少数民族に対する統制仕組みを維持するという狙いは、いままでの実情から考えれば、確かに当

初の思惑通りに効いたといえるかも知れない。しかし、見逃してはならないのは党の調整役（ブレーキ）とその将来性についてどういう見当を付けば適当であるかということである。もし、党自身の弱体化が何時か訪れたとき、ブレーキを失った漢民族の優勢力はどこへ向って走りうるのか。その時の民族関係が中国の政治安定と安全保障に与える影響をどう測ればよいのか。

③現代化の中で避けては通れない門である政治民主化の峠をいまだに乗り越えていない中国とその統一を維持している粘着剤である中共にとって、民主政治に伴ってくる地方自治体の台頭に対応する制度的な整備は遥かに整っていない。自治体の台頭は、当然ながら少数民族の民族意識の高揚をもたらす。基礎から始まっている民主選挙が兆しているように、それがもっと上のレベルまで進められた場合、今まで「安定情勢」だった民族自治区には、共産党という強力な政党によって抑えられていた地域間、民族間の利益争い、或いはいままで我慢していた過去歴史に対する計算は起りえないのか。

これらの問題意識をもって、別途分析のなかで、少数民族地区での基礎民主選挙に対する調査をもとに、中国の民族区域自治制度を支えてきた政治倫理とこうした政治倫理によって正当化されてきた枠組みが、民主化の課題に直面している今日の中国の民族問題とそれに関わってくる辺境・少数民族地区の政治安定・安全保障的な課題を消化する上で、どういう課題に直面しているかについて検討してゆきたい。

## 注(下)

- 1) 『民族政策文献彙編』人民出版社、1953年、1頁。
- 2) 李穎著『百年外交縦横』中国経済出版社、2000年、175頁。  
「中共中央 少数民族の自決権についての指示」毛里和子等編『原典中国現代史』上、岩波書店、1994年、36～37。
- 3) 『当代中国の民族工作』上、当代中国出版社、1993年、54～55頁。
- 4) 李維漢「有関民族政策的若干問題」『民族政策文献彙編』人民出版社、1953年、83頁。
- 5) 横山広子、天児慧編『現代中国辞典』岩波書店、1999年、1199～1200頁。
- 6) 黄光学等編『当代中国の民族工作』上、当代中国出版社、1993年、86～88、283～294頁；なお、民族識別工作がどういう基準で行われたかということに関しては、毛里和子著『周縁からの中国：民族問題と国家』東京大学出版社、1998年、第三章を参照。
- 7) 江平前掲書、172～174頁。
- 8) 周恩来『関于我国民族政策的幾個問題』、千里原主編『民族工作大全』中国経済出版社、1994年、253～256頁。
- 9) 松村嘉久著『中国・民族の政治地理』晃陽書房、2000年、42～46頁。
- 10) 李維漢「有関民族政策的若干問題」『民族政策文献彙編』人民

- 出版社、1953年、81頁。
- 11) なお、少数民族を助けて発展させるという大義名分のもとで展開された漢化或いは均質化の実体について後で分析するが、この問題に関する有力な分析は、加々美光行著『知られざる祈り：中国の民族問題』新評論、1992年、第二、第四章を参照。
  - 12) 李維漢『統一戦線問題与民族問題』人民出版社、1982年、537～541頁。
  - 13) 江平前掲書、212～213頁。
  - 14) 省レベルの自治区ではチベット自治区が含まれる。なお、チベット自治区を単なるチベット族の自治区として画定した理由について、今のチベット自治区地域には漢民族がほとんど居住していないし、漢民族が入ってすでにチベット族と雑居状態になっている大チベットを、上に取り上げた政治・経済的な理由によりその周辺の省に分割してしまった周恩来『我国民族政策的幾個問題』。なお、チベット自治区の画定をめぐる詳しいやりとりについて、松村嘉久著『中国・民族の政治地理』晃陽書房、2000年、54～57頁を参照。
  - 15) 李維漢『統一戦線問題与民族問題』人民出版社、1981年、521～522頁。
  - 16) 『中華人民共和国行政区画手冊』民政部行政区画処編、光明日報出版社、1986年、101～104頁。
  - 17) 王戈柳編『民族区域自治制度的發展』民族出版社、2001年、227～235頁。
  - 18) 劉驚海・李瑞主編『我国区域自治制度的完善与發展—来自民族自治地方的思考』内蒙古人民出版社、2000年、7頁。
  - 19) 蘇徳「試論晚清边疆、内地一体化政策」『中国边疆史地研究』2001年9月号；ウランショブ「中国国民党的対蒙政策」『内蒙古近代史論叢』第三輯、内蒙古人民出版社、1987年。
  - 20) 『烏蘭夫文選』上冊、中央文献出版社、1999年、81～82頁。
  - 21) 天兒慧等編『現代中国辞典』岩波書店、1999年、460頁；黄光学編『当代中国の民族工作』上、当代中国出版社、1993年、98～99頁。
  - 22) 『汪東興日記』華厦出版社、1998年、3～12頁。
  - 23) 加々美光行前掲書、154頁。
  - 24) 張敦福「内蒙古牧区公共資源管理的困境：一個社会史的回顧」『北西史地』1997年第2期。
  - 25) 李穎前掲書185～188頁。  
「関于西藏工作的方針」『毛沢東文集』第五卷、人民出版社、1999年。
  - 26) 『春水西流—王震兵团向新疆、西藏阿里大進軍紀実』新疆大学出版社、2000年、28～37頁。
  - 27) 靳薇「新疆維漢民族關係的社会学研究」『西北民族研究』2001年第4期。
  - 28) 周崇経編『中国人口・新疆分冊』中国財政経済出版社、1990年、139～141頁。
  - 29) 毛里和子編『現代中国の構造変動・大国中国への視座』東京大学出版社、2000年、193～197頁。
  - 30) 路風「単位体制—城市社会深層改革的組織性障碍」『中国政治体制改革問題報告』劉智峰編、中国電影出版社、1999年。
  - 31) 「中華人民共和国憲法」『人民日報』1982年12月5日。
  - 32) 『中華人民共和国民族区域自治法』中国法制出版社、2001年。
  - 33) 「内蒙古自治政府施政綱領」『内蒙古自治運動聯合会—档案史料選編一』[内蒙古自治区档案馆編] 档案出版社、1989年。
  - 34) 「内蒙古自治政府暫行組織大綱」『内蒙古自治運動聯合会档案史料選編』档案出版社、1989年。
  - 35) 『新華月報』1952年9月号。
  - 36) 『中華人民共和国民族区域自治法』内蒙古自治区自治条例起草委员会办公室翻印、1986年1月。『中華人民共和国民族区域自治法』中国法制出版社、2001年。
  - 37) 『中華人民共和国憲法』『人民日報』1982年12月5日。
  - 38) 『中華人民共和国民族区域自治法』中国法制出版社、2001年。
  - 39) 内蒙古自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会編『内蒙古自治区地方法規匯編』下、内蒙古人民出版社、1998年。
  - 40) 李瑞「内蒙古自治区的民族問題」『内蒙古社会科学』1997年第2期。
  - 41) 尹榮光等 編『新疆民族關係研究』新疆人民出版社、1996年、154頁。
  - 42) 唐亮著『現代中国の党政關係』慶応義塾大学出版会、1997年、83～88頁。
  - 43) 天兒慧編『現代中国の構造変動』[4]、東京大学出版社、2000年、266～267頁。
  - 44) 唐亮『現代中国の党政關係』慶応義塾大学出版会、1997年、105～108頁。
  - 45) 筆者がフフホトでの聞き取り調査に基づいて整理したもの。
  - 46) 唐亮、43～46頁。
  - 47) 天兒慧前掲書、51～52頁。
  - 48) 内蒙古自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会編『内蒙古自治区地方性法規匯編』下、内蒙古人民出版社、1998年、247～248頁。
  - 49) 中共中央「党政領導幹部選拔任用工作条例」『新華月報』2002年8期。
  - 50) 唐亮前掲書、109～111頁。
  - 51) 唐亮著『変貌する中国政治：漸進路線と民主化』東京大学出版社、2001年、192～195頁。
  - 52) 2003年8月22日、筆者のフフホトでの聞き取りに基づいて整理した。